

建設業許可等の申請が変わります。

令和4年4月1日より、建設業許可等（許可申請・変更届・経営事項審査・解体工事業登録・浄化槽登録など…）の審査・相談等の窓口はすべて県庁に一元化されます。

具体的に何が変わる
んだらう…？



①許可申請書類等の提出

すべて郵送による申請が可能になります。書類の提出は県庁の「**長野県建設部建設政策課建設業係**」まで、書留で郵送してください。

※当面、建設事務所に書類を持参し、提出することも可能ですが、建設事務所の担当職員が書類の審査・相談等を行うことはありませんので注意が必要です。

また、申請書類の提出部数は正本1部、副本1部（閲覧対象書類のみ）に変更になります。申請者控が必要な場合は、控え1部と返信用封筒を送付してください。

②提出書類の簡素化

今まで必要としていた以下の書類が原則不要になります。

<許可>

【経營業務の管理責任者等・専任技術者・令3条の使用人の常勤性確認のための書類】

■ **住民票**

【営業所確認のための書類】

■ **登記簿謄本、賃貸借契約書、案内図等**

【令3条の使用人の権限等確認のための書類】

■ **健康保険証、委任状等**

【経營業務の管理責任者等の経験年数確認のための書類】

■ **建設業許可通知書等**

※申請内容に疑義がある場合、確認のため書類を求める場合があります。

<経営事項審査>

○不要になる書類

【その他の審査項目のうち健康保険等加入確認のための書類】

■ 賃金台帳・保険料支払簿等

○削減される書類

【工事経歴書の記載工事事実確認のための書類】

■ 契約書・請求書等

⇒建設工事の種類のそれぞれで、元請け・公共・下請けの請負金額上位3件の契約書・請求書等の工事事実が確認できる書類を提出
(今までは全ての工事事実を確認)

※申請内容に疑義がある場合、確認のため書類を求める場合があります。

③提出書類の取扱い変更

今まで原本等を見せるだけの「提示書類」だった書類について、すべて写しの「提出」をお願いします。

(例：常勤性確認用の健康保険証、技術者の資格者証など)

また、提出書類の添付忘れ防止のため、許可申請及び経営事項審査申請の際は、必ず

「建設業許可申請書類チェックシート」を申請書類に添付してください。

(申請に必要な書類や要件を、事前にチェックできます)

④相談窓口

今まで営業所の管轄地域の建設事務所総務課で建設業に係る相談等を行っていましたが、今後は以下により、相談に対応します。

(1) 電話・メール等による相談

「県庁建設部建設政策課建設業係」にて、お電話又はメールで随時相談を受け付けます。(土日祝日を除く8:30~17:00)



(2) 各建設事務所⇄本庁でのオンラインによる相談

お近くの建設事務所にお越しいただき、その場で本庁の担当職員とオンライン相談ができます。テレビ通話をするようなイメージで、実際にお持ちいただいた書類等を見ながら相談が可能です。

(安曇野、須坂、千曲建設事務所を除く)



(3) 現地相談会による相談

県内4地区(北信・中信・南信・東信)で月2回程度行政書士等の専門家による相談会を開催します。

(詳しい日程等については、今後長野県 HP においてご案内します)



○申請方法等の変更に関するお問い合わせ先

【長野県庁建設部建設政策課建設業係】

TEL : 026-235-7293

Mail : kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp